

ワインセクターにおけるEUの政策



Japan wine seminar November 2015

EUにおけるワインの定義 → 政策の起点

ワインとは、潰れていてもいなくても、生のブドウ、もしくはブドウ液を完全あるいは部分的にアルコール発酵させることにより得られる製品のことを言う。

これは、EU全体において、また、OIV(国際ブドウ・ワイン機構)により国際的にも採用されている厳格な定義である。

ワインの定義については、ワインぶどうのみを原料とするという総体的なコンセンサスが世界全体に存在しているようであり、そのことが、貿易を促進し、TBTに関する問題が生じた際の解決を円滑化すると考えられる。

EU法規においてワインのパラメーターが以下のように定義されている

*最低アルコール度数 (生産ゾーンにより 8,5-9%vol)、

15% vol の最高アルコール度数を規定 (PDO/PGI ワインについては、4.5%vol を下限、20% vol を上限として適用除外を認めている)

*総酸度は 3,5g/lを下回らないこと

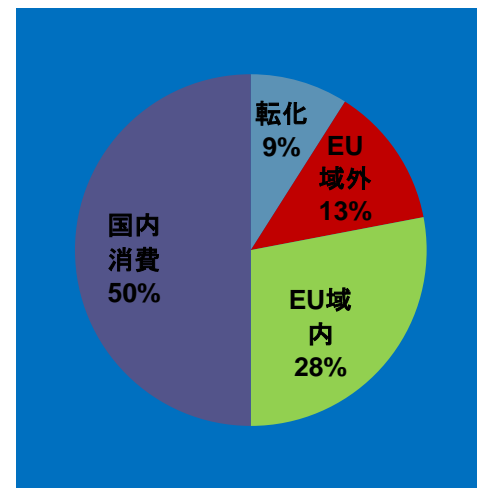
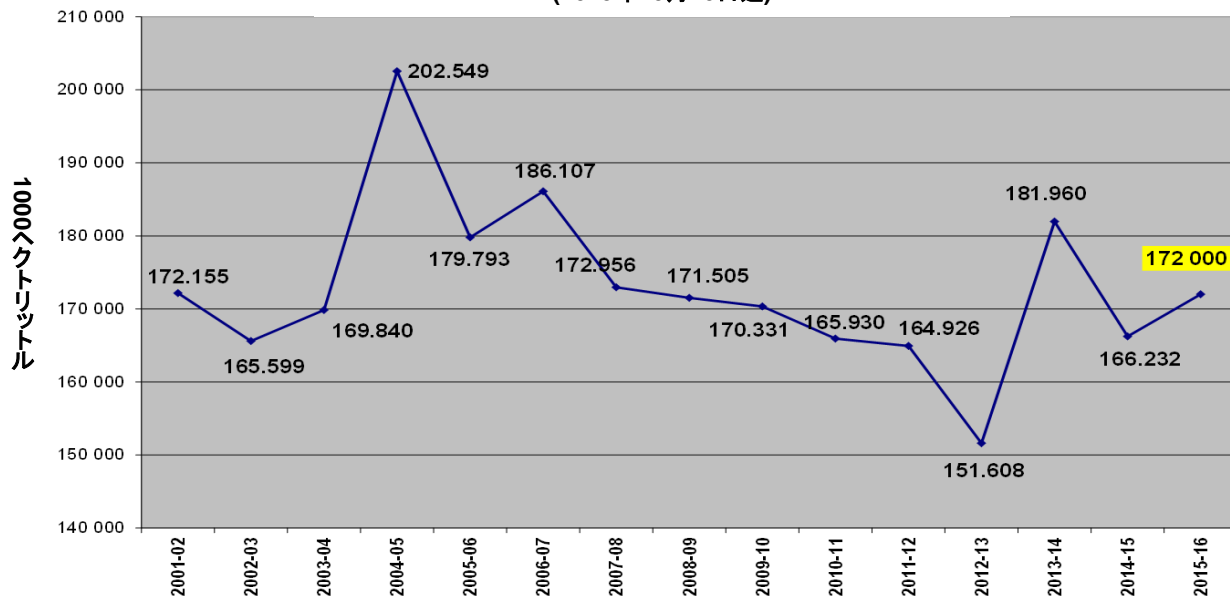
*スパークリングワイン圧力 - 2.5, 3.0, 3.5 バール

*EUは16分類のブドウ製品を定義

例 ワイン、リキュールワイン、スパークリングワイン、セミスパークリング・ワイン、乾燥ブドウから作られるワイン、過熟したブドウのワイン

主要経済データ

EU加盟28カ国によるワイン生産総量の推移状況
(2015年10月20日迄)

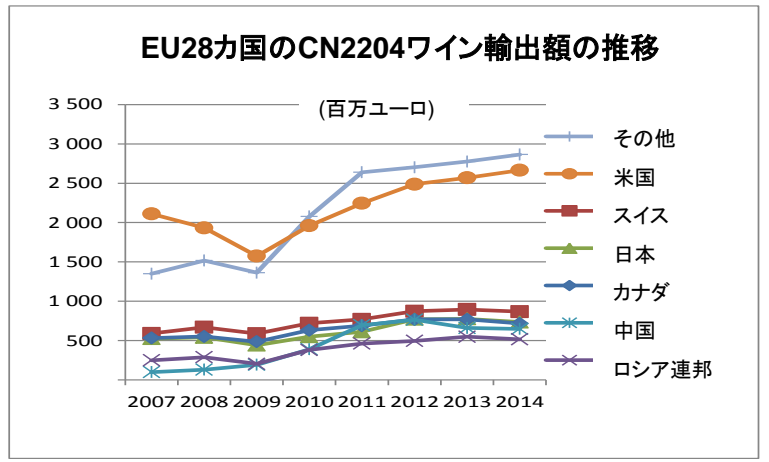
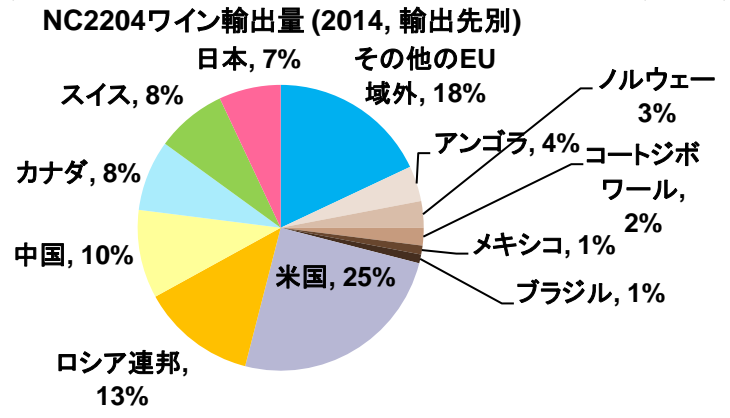
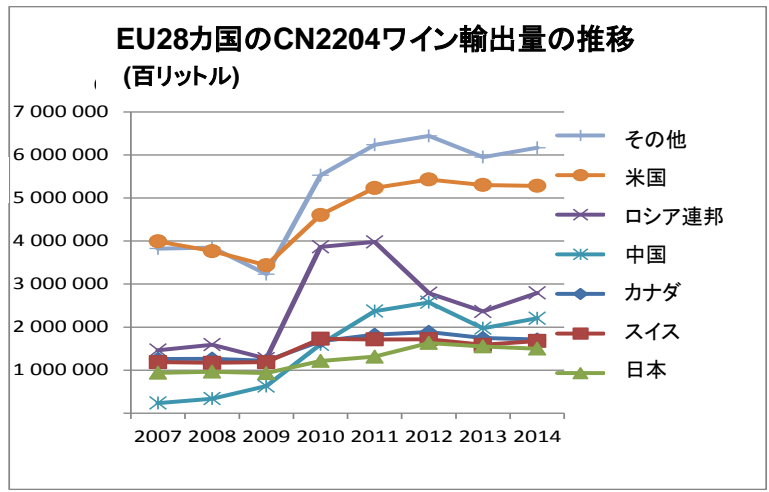
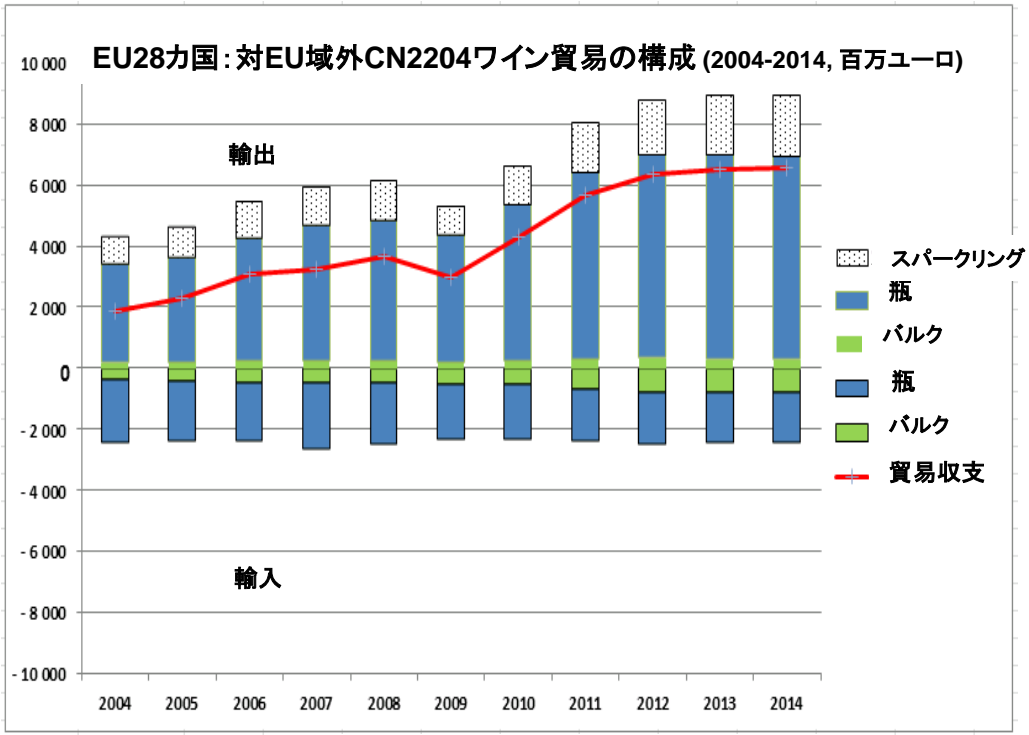


EU域内で:

- 生産の65%
- 世界消費の57%
- 世界の輸出の70%を占める

イタリア、フランスおよびスペインで全ワイン生産の80%を占める

輸出



2025年に向けた競争力の見通し調査



日本市場における成長見通し:

- 家庭での消費にもとづく穏やかな成長
- 価格感度
- 高価格帯ではなく、主に低・中価格帯ワイン
- 小売・オンライン販売

現在の貿易制度の下では、EUの市場シェアは競合相手に対して着実に減少を続ける見通し

政策措置

EU のワイン政策

- **2008年以前の状況**
 - ワインの生産および在庫の余剰
 - 質の低いワインが広く流通
 - 市場介入策 (蒸留/抜根奨励)
- **2008年のワイン改革の目標**
 - 需給バランスの再構築
 - ワイン産業の競争力強化
 - 国内支援プログラム (構造措置)
- **2013年の新改革**
 - 2016年1月1日よりブドウの新植認可制度を開始(毎年1%増)
 - 2014-2018年支援プログラムにおける新たな支援策



EUのワイン産業に対する支援措置

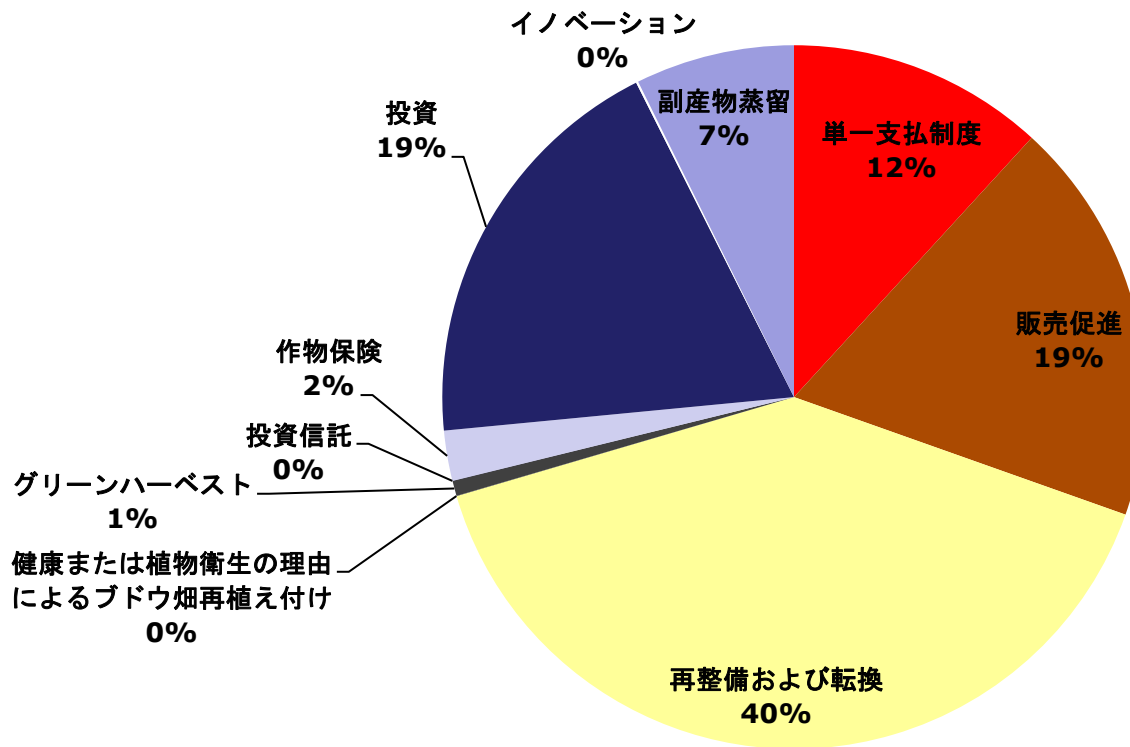
2009-2013: 15の支援措置 – 予算: 53 億ユーロ(実行済: 98%)

2014-2018: 16の支援措置 – 予算: 57 億ユーロ (3つの新措置)

オーストリア, ブルガリア, キプロス, チェコ, ドイツ, ギリシャ, スペイン, フランス, クロアチア (新),
ハンガリー, イタリア, リトアニア, ポルトガル, ルーマニア, スロベニア, スロバキア

(ルクセンブルグ, マルタ, 英国 ▶ 直接支援への完全転換)

手段別ワイン産業支援措置(Wine Envelope)内訳 (2014-2018、千ユーロ)



EU のワイン製造慣行

ワインは天然で農産品と考えられており、ワインぶどうのみを原料とする。
しかしながら、一定のワイン製造(もしくはブドウ酒醸造)の慣行が必要である。

*ワイン添加物

*加工助剤

*物理的処理プロセス

ワインの保存のための物質(アスコルビン酸、二酸化硫黄)、ろ過、純化、発酵、安定のための物質

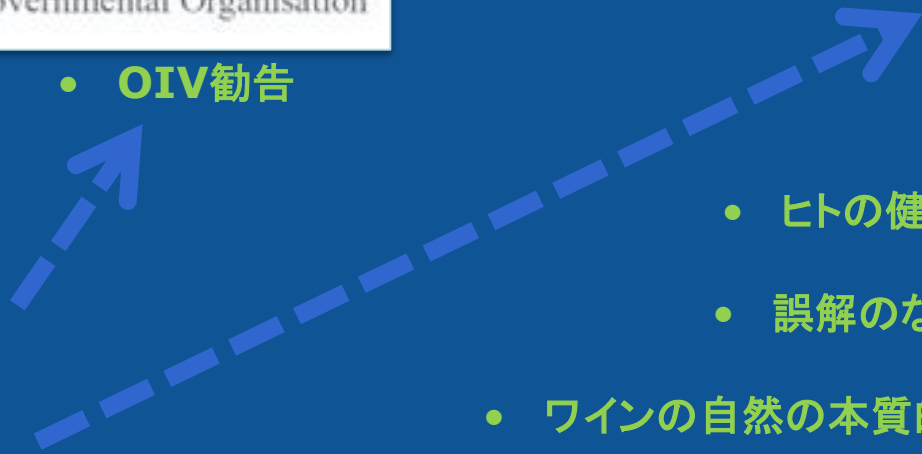
承認された醸造慣行は、ワイン添加物を含め、EU法規とOIVのワイン醸造慣行に関する国際規約 (<http://www.oiv.int/oiv/info/enplublicationoiv#code>) に明記されている。



EU加盟28カ国における新醸造行為 ...法律（ラベル表記と制限） 欧州委員会権限委譲法



• OIV勧告



- ヒトの健康
- 誤解のない

- ワインの自然の本質的な特徴の保全
- 当該製品構成の本質的な違いをもたらさない
- 最低限の環境保護



加盟国は、EU域内販売用
に限り、年間最大
50,000hlの実験的醸造
行為を許可することができ
る



EU におけるワイン製造慣行

EUワインの醸造慣行を認可する際、欧州委員会は、

-OIVが勧告および公表する醸造慣行と分析法を勧案する

-人の健康保護、事実誤認によって生じうる消費者のリスク、ワインの天然且つ本質的な特徴の保存ができること、対象製品の構造を大きく変えないようにすることを勧案する。

しかしながら、基本的な法律(理事会と欧州議会によって決定)で規定するルールもある

*EUの一部のワイン産地における濃縮、酸性化、脱酸

*ワイン製造慣行における制限 — 加水の排除(特定の技術的必要性による場合は例外)、アルコール添加の排除(リキュールワイン、スパークリングワイン、蒸留用に強化されたワイン、セミスパークリングワインは例外)

EU のワイン製造慣行

- EU へのワイン輸入(TFEU に従って締結された国際協定において、他の規定がされている場合を除く)

輸入品は、OIVが勧告および公表する醸造慣行に沿って製造されたものとする。

新醸造行為, 輸入ワインの認可



国際葡萄・ワイン国際機構綱領
に基づいた28加盟国間の調和
(46カ国および12のオブザー
バー)



2カ国間協定による相互承認
(2002 - 2009)



その他の国々

ワイン製造慣行

- 国際貿易の観点
- ワインは国際的に取引されている製品であるため、国際協定が必要である。EUは主要パートナー国(米、中、南ア、豪、チリ)と二者間協定と締結している。
- 米国全体、8カ国との多角的協定、相互承認に基づくWWTG (世界ワイン通商グループ) – アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、チリ、ジョージア、ニュージーランド、南アフリカ、アメリカ合衆国というワイン生産国、1998年設立
この手法にはリスクあり
 - * ルールが余り厳格ではなく、ワインに関する手法が分散化する (ワインの定義と慣行が 広がる)
 - * ワインが他の食品の様になる。起源との関係が希薄な単なる加工品となる
- 調和が解決の鍵となり得る。- 国際貿易の拡大とパートナーの増加

OIVが良い慣行モデルである – 約**100年**の間 **OIV**は慣行規範の制定を行ってきた。ワインに関する国際基準を担ってきた。**EU**の法律を含む全ての国内法が、**OIV**勧告とほぼ同じ内容であり、全ての主要ワイン生産国が**OIV**勧告の策定に積極的に参与している。



ワインセクター GI(地理的表示)



ワインの品質政策



EUの品質認証制度

PDO: 原産地呼称保護

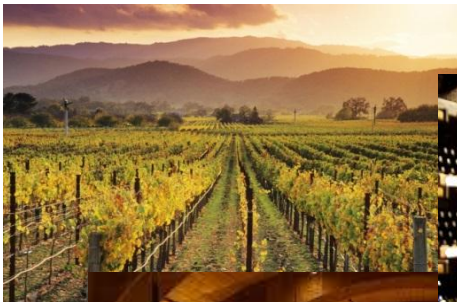
PGI: 地理的表示保護



= 地理的表示(GI)

地理的表示保護(PGI) 原産地呼称保護 (PDO)

1. 定義された地理的領域 + 2. 特定の製品 + 3. 1. と 2. の繋がりがり = PDO
PGI

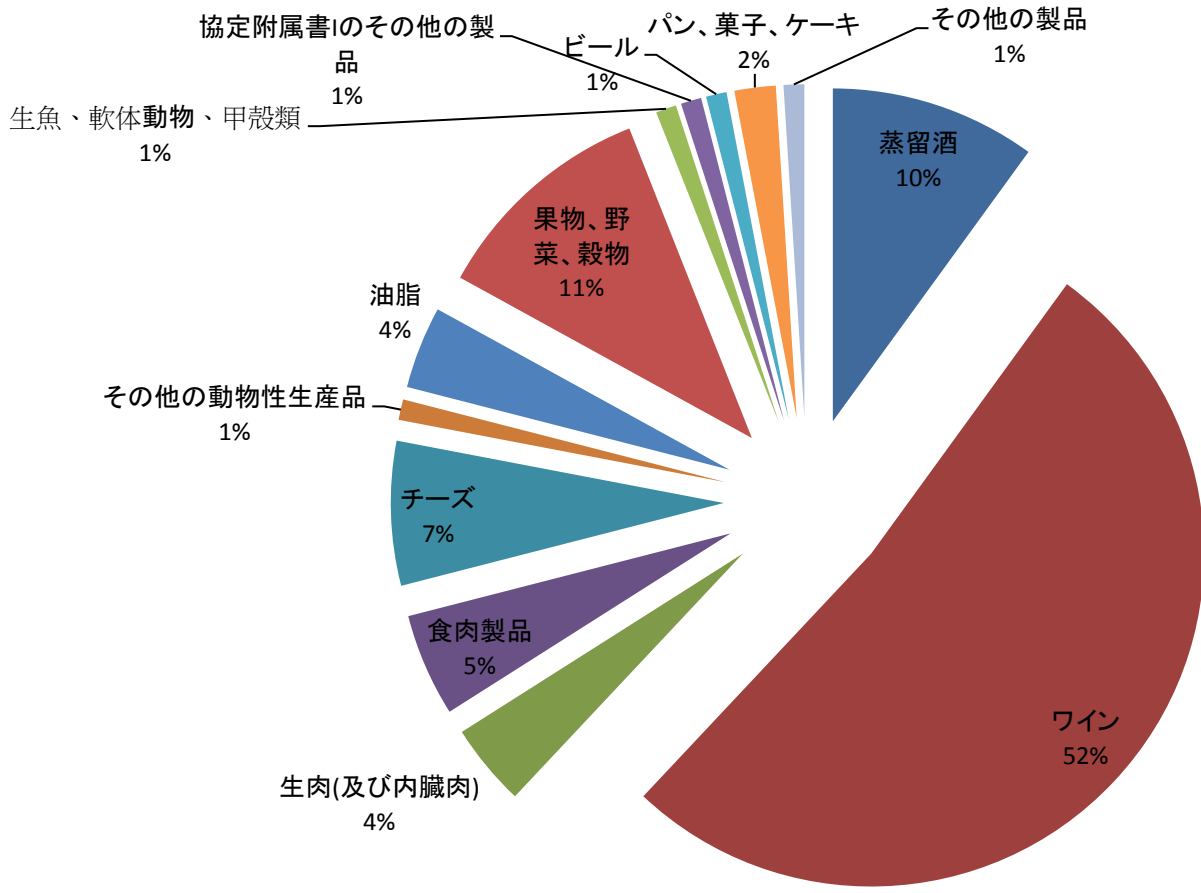


要約



	PDO	PGI
種類	地域、特定の場所、国のいずれかの名前	地域、特定の場所、国のいずれかを指す名前
地理的領域とのつながり (自然 & 人的要因)	製品の質および特徴と本質的にありは排他的に関連している	質、評判、他の特徴のいずれかに本質的に関連している
生産段階	全てが地理的領域内	全てが地理的領域内
ぶどう	100% 地理的領域で原産	85% 地理的領域で原産
保護	直接的 & 間接的商業利用; 誤用もしくは模倣もしくは再現; 原産地の不正もしくは紛らわしい表示	直接的 & 間接的商業利用; 誤用もしくは模倣もしくは再現; 原産地の不正もしくは紛らわしい表示

2015年10月 登録された全ての PDO/PGIの分類





販売価値

- EU におけるGI製品の販売価値の概算：2010年において**€543億**（生産地域における卸売り段階の概算）
= EUの食・飲料部門全体の5.7%
- EUのGI製品の 輸出価値の概算 — **€ 115 億**
= EUの食飲料部門輸出の15%



プレミアム価値

市場においてGI製品に付与されるプレミアム価値

→非GI製品と比べ、平均で2.23倍高い価格で販売される



GI仕様を満たすために必要な追加経費を勘案していないため、付加価値および収益性は反映しない

EU27におけるスキームごとの
プレミアム価値の割合

